



令和4年度 教育委員会 第1回定例会 議案

1 日 時 令和4年4月4日(月) 午後2時45分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 報告事項

(3) 閉 会

静岡県教育委員会

第1回定例会 報告事項

| 番号 | 項 目 | Page |
|------------|--------------------------------|------|
| 配付 報告 1 | 教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正 | P1 |
| 配付 報告 2 | 静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則 | P5 |
| 配付 報告 3 | 静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部改正 | P9 |
| 配付 報告 4 | 監査結果に関する報告 | P11 |
| 配付 報告 5 | 令和4年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要 | P17 |
| 配付 報告 6 | 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則 | P19 |
| 配付 報告 7 | 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則について | P21 |

教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の改正

(教育総務課)

1 概要

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に併せて、週休日の振替等に係る字句修正を行う。

2 改正理由

- ・ 教職員の勤務時間の割振り等に関する規則（以下「割振り規則」という。）の目的を規定する第1条中に、根拠規定として、週休日の振替等について規定する勤務時間条例第5条を補記する。（割振り規則第2条には規定済み）
- ・ 勤務時間条例第5条に規定する週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更を「週休日の振替等」とする定義に合わせ、呼称を統一する。
（教職員の勤務時間の割振り等に関する基準第2条第2号 週休日の振替等 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条に規定する週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更をいう。）

3 改正内容

- ・ 勤務時間条例から引用する条項として週休日の振替等について規定する「第5条」を追加挿入する（第1条）
- ・ 「週休日の振替え」を「週休日の振替等」に修正する（第2条、第3条、第4条）

4 施行期日

令和4年4月1日

教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第5号

教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則

教職員の勤務時間の割振り等に関する規則（昭和46年静岡県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年静岡県条例第50号。以下「給特条例」という。）第7条第2項並びに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第5項、第4条及び第11条第1項の規定により、県立の学校（大学を除く。）に勤務する教職員及び県費負担教職員（以下「教職員」という。）の勤務時間の割振り等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(勤務時間の割振り等)</p> <p>第2条 給特条例第7条第1項の規定による勤務時間の割振り、勤務時間条例第5条の規定による<u>週休日の振替え</u>及び同条例第11条第1項の規定による代休日の指定（以下「勤務時間の割振り等」という。）は、所管の教育委員会（県費負担教職員にあつては市町教育委員会。以下同じ。）の指示に基づき、学校の長（以下「校長」という。）が行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 学校職員（教職員中給特条例第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員及び次条に規定する教職員を除く者。）の勤務時間の割振り及び<u>週休日の振替え</u>は、義務教育諸学校等の教育職員の例によるものとする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年静岡県条例第50号。以下「給特条例」という。）第7条第2項並びに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第5項、第4条、<u>第5条</u>及び第11条第1項の規定により、県立の学校（大学を除く。）に勤務する教職員及び県費負担教職員（以下「教職員」という。）の勤務時間の割振り等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(勤務時間の割振り等)</p> <p>第2条 給特条例第7条第1項の規定による勤務時間の割振り、勤務時間条例第5条の規定による<u>週休日の振替等</u>及び同条例第11条第1項の規定による代休日の指定（以下「勤務時間の割振り等」という。）は、所管の教育委員会（県費負担教職員にあつては市町教育委員会。以下同じ。）の指示に基づき、学校の長（以下「校長」という。）が行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 学校職員（教職員中給特条例第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員及び次条に規定する教職員を除く者。）の勤務時間の割振り及び<u>週休日の振替等</u>は、義務教育諸学校等の教育職員の例によるものとする。</p> |

第4条 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する共同調理場をいう。以下同じ。）に勤務する栄養教諭及び学校栄養職員の勤務時間の割振り、週休日の振替え及び休憩時間（以下この条において「割振り等」という。）は、当該共同調理場職員の割振り等の例によるものとする。

第4条 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する共同調理場をいう。以下同じ。）に勤務する栄養教諭及び学校栄養職員の勤務時間の割振り、週休日の振替等及び休憩時間（以下この条において「割振り等」という。）は、当該共同調理場職員の割振り等の例によるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

白
紙

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

1 へき地学校等の指定

- へき地教育振興法施行規則（文部科学省令）に基づき、へき地手当（※1）の支給対象となる学校及び共同調理場（以下、「へき地学校等」という。）を、おおむね 6 年ごとに指定
- へき地学校等は、省令に定める基準を参酌した静岡県へき地学校等指定基準に基づき調査を行った上で、静岡県へき地手当支給規則において指定（※2）

※1 へき地手当

山間地や離島等の学校等に勤務する教職員の精神的な負担や生活の不便さに対応するため、へき地教育振興法で支給が義務付け

※2 へき地学校等の指定方法

「公共機関や医療機関、商店、交通機関の有無」、「都市部との距離」、「道路のこう配」等の条件により指定

2 改正概要

| 級地区分 | | 支給額合 | へき地学校等数 () 内は共同調理場の数 (内数) | |
|-----------|-----|-------|-------------------------------|-----------|
| | | | 現行 | 見直し後 |
| へき地学校 | 2 級 | 1 6 % | 2 (0) | 4 (0) |
| | 1 級 | 1 2 % | 9 (1) | 1 1 (1) |
| へき地に準ずる学校 | | 8 % | 8 (1) | 4 (0) |
| 特別指定学校 | | 4 % | 7 (1) | 9 (2) |
| 計 | | — | 2 6 (3) | 2 8 (3) |

3 R 4 予算への影響額

| 区分 | 現行 | 見直し後 | 差引き |
|--------|----------|----------|-----------|
| へき地手当等 | 26,715千円 | 37,214千円 | +10,499千円 |

※ 経過措置規定に基づく保障額（118千円）を含む。

4 施行日 令和 4 年 4 月 1 日

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第1号

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

静岡県へき地手当支給規則（昭和45年静岡県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

| | 所在地 | 学校・共同調理場名 | 級別区分 |
|-----------------|-----------------|---------------|------|
| 小学校 | 沼津市戸田883 | 戸田小学校 | 2級 |
| | 熱海市初島219 | 初島小学校 | |
| 小学校 | 富士宮市猪之頭168 | 井之頭小学校 | 1級 |
| | 賀茂郡南伊豆町上賀茂80 | 南中小学校 | |
| | 賀茂郡南伊豆町下小野640 | 南上小学校 | |
| | 賀茂郡西伊豆町宇久須836の2 | 賀茂小学校 | |
| | 島田市伊久美3690の1 | 伊久美小学校 | |
| 榛原郡川根本町千頭1236の6 | 本川根小学校 | | |
| 中学校 | 沼津市戸田883 | 戸田中学校 | 2級 |
| | 熱海市初島219 | 初島中学校 | |
| 中学校 | 富士宮市猪之頭999 | 井之頭中学校 | 1級 |
| | 賀茂郡南伊豆町上賀茂744の1 | 南伊豆中学校 | |
| | 賀茂郡西伊豆町宇久須862の6 | 西伊豆中学校 | |
| | 榛原郡川根本町田代530 | 本川根中学校 | |
| 共同調理場 | 賀茂郡西伊豆町宇久須836の2 | 西伊豆町立賀茂給食センター | 1級 |

別表第2

| | 所在地 | 学校・共同調理場名 |
|-----|----------------|-----------|
| 小学校 | 下田市大賀茂1429 | 大賀茂小学校 |
| | 榛原郡川根本町上長尾1000 | 中央小学校 |
| | 榛原郡川根本町下長尾281 | 中川根南部小学校 |
| 中学校 | 榛原郡川根本町上長尾744 | 中川根中学校 |

別表第3

| | 所 在 地 | 学校・共同調理場名 |
|-------|---|---|
| 小 学 校 | 富士宮市粟倉1828 富士宮市人穴362 賀茂郡南伊豆町湊243 賀茂郡西伊豆町仁科184 賀茂郡西伊豆町田子1320 榛原郡川根本町徳山100 | 富士根北小学校粟倉分校 人穴小学校 南伊豆東小学校 仁科小学校 田子小学校 中川根第一小学校 |
| 中 学 校 | 賀茂郡南伊豆町湊1721 | 南伊豆東中学校 |
| 共同調理場 | 賀茂郡西伊豆町田子1320 榛原郡川根本町青部字沢間原18 | 西伊豆町立田子給食センター 川根本町学校給食共同調理場 |

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の静岡県へき地手当支給規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1又は別表第2に掲げる学校又は共同調理場に勤務していた職員で、施行日以後引き続き当該学校又は共同調理場に勤務する場合（当該学校又は共同調理場の移転があった場合を除く。）において改正後の静岡県へき地手当支給規則の規定によるへき地手当の月額（以下「新へき地手当の月額」という。）が施行日の前日における改正前の規則の規定によるへき地手当の月額（以下「旧へき地手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（この規則に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、施行日以後の新へき地手当の月額が当該職員に係る旧へき地手当の月額に達するまでの間（この規則に基づくへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後）、当該旧へき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

白
紙

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部改正について

(教育政策課)

○ 現行制度の概略（現状）

静岡県総合教育センターでは、静岡県総合教育センターの設置及び使用料に関する条例及び静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則に基づき、生涯学習推進等のために施設を開放して、県民の自発的な学習・スポーツ活動や健康増進等を支援している。

○ 改正の理由及び必要性

押印の省略等、「県教育委員会における行政手続の見直し方針」に基づいた様式の見直しを行う。

○ 改正の内容

様式第 1 号 使用許可申請書 申請者下の「年月日」を削除する。
 様式第 3 号 使用料還付申請書 「印」を削除する。

○ 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

<参考>

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| 様式第1号(略) 使用許可申請書 年 月 日 静岡県教育委員会 様 住所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 申請者 氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 年 月 日 | 様式第1号(略) 使用許可申請書 年 月 日 静岡県教育委員会 様 住所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 申請者 氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 |
| 様式第3号(略) 使用料還付申請書 年 月 日 静岡県知事 様 住所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 申請者 氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 印 | 様式第3号(略) 使用料還付申請書 年 月 日 静岡県知事 様 住所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 申請者 氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 |

白
紙

監査結果に関する報告

(財務課)

令和 3 年度第 5 回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和 4 年 3 月 25 日に、令和 3 年度第 5 回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和 3 年 11 月 17 日から令和 4 年 3 月 10 日に実施した県立学校等 23 所属の定期監査の報告で、教育委員会については、1 件の指摘が付された。

また、同期間に随時監査が 3 所属で実施されたが指摘等が付される団体はなかった。

さらに、同期間に臨時監査が 1 所属で実施され、1 件の意見が付された。

(1) 定期監査

<指摘 1 件>

| 監査箇所 | 指 摘 等 事 項 | |
|--------------|-----------|--|
| 掛川工業 高等学校 | 件名 | 授業中の事故の発生 |
| | 内容 | 掛川工業高等学校において、令和元年 9 月 10 日、課題研究の授業中にフライス盤の削りくずの除去をしていた生徒が、左人差し指を機械に巻き込まれ、左人差し指の第 2 関節より先を切断する怪我を負った。 なお、当該事故に関し県は怪我を負った生徒に対し損害賠償金 1,300 万円を支払うこととなった。 |

(2) 随時監査 監査結果の該当なし

(3) 臨時監査

<意見 1 件>

| 監査箇所 | 指 摘 等 事 項 | |
|-------|-----------|---|
| 高校教育課 | 件名 | 実業高校における備品の安全管理 |
| | 内容 | 実業高校では、使用方法を誤ると危険な状態が発生しうる備品を多数保有しており、近年備品の不適切な使用を原因とする事故が発生しています。令和元年度には、備品を使用した実習の作業手順、注意事項等の指導に用いる「実習指導書」等が安全の確保のための注意事項を網羅していなかったことや教員が安全の確保のための注意事項を遵守していなかったことを原因とする事故が発生しており、実業高校における安全対策が十分とはいえない状況となっています。 一方、試験研究機関、浜松技術専門校等では、備品の使用に関して、安全規程等を設けるとともに、必要に応じて、備品毎のマニュアル等を作成し、備品使用者にこれらの遵守を求めることで、安全を確保しています。 このため、教育委員会において、実業高校における統一的 |

| 監査箇所 | 指摘等事項 |
|------|--|
| | <p>な安全対策の仕組みを早急に整備し、学校及び教員の安全管理に対する意識を高めるとともに、生徒の安全対策の必要性に対する理解を深めるため、全ての実業高校に対して、以下の取組を行ってください。なお、高校教育課において、統一的な取組となるよう、現場の意見を取り入れつつ、「実習指導書」の作成に当たっては、必要な助言、支援等を行い、内容を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 「実習指導書」の遵守を安全対策の基本に位置づけること。 イ 「実習指導書」は、実業高校の生徒は、ほとんど実務経験がなく、より丁寧で具体的な安全管理に係る教育が必要であることを踏まえ、備品を使用する際の安全確保のための注意事項をもれなく記述すること。 ウ 学校・教職員（非常勤講師等を含む）に対して、「実習指導書」に記載された注意事項を遵守して生徒の指導にあたるよう周知徹底すること。 エ 各備品に安全な使用に関する視認性の高い資料を掲示するなど、生徒の安全対策の必要性に対する理解を高めるための仕組みを作ること。 |

2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和4年6月24日までに監査委員へ報告する。

監査第72号-2

令和4年3月25日

静岡県教育委員会教育長

木苗直秀様

静岡県監査委員
森



静岡県監査委員
渡邊芳文



静岡県監査委員
渡瀬典幸



静岡県監査委員
大石哲司



監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和3年11月17日から令和4年3月10日までに実施した監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。



第1 監査の概要

令和3年11月17日から令和4年3月10までに実施した本庁及び出先機関に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

また、本庁及び出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、現金、預金、郵便類等の管理状況について、財務監査（随時監査）を実施したほか、事務事業の取組等について、行政監査（臨時監査）を実施した。

第2 定期監査の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

【出先機関】

(1) 掛川工業高等学校

ア 監査実施日 令和3年11月17日

イ 監査結果

(ア) 行政監査 指摘 授業中の事故の発生

2 監査結果がない機関

【出先機関】

- (1) 下田高等学校（監査実施日 令和4年2月14日）
- (2) 松崎高等学校（監査実施日 令和4年3月10日）
- (3) 稲取高等学校（監査実施日 令和4年2月14日）
- (4) 伊東高等学校（監査実施日 令和4年2月14日）
- (5) 伊東商業高等学校（監査実施日 令和4年2月14日）
- (6) 熱海高等学校（監査実施日 令和4年2月14日）
- (7) 静岡西高等学校（監査実施日 令和4年1月27日）
- (8) 静岡農業高等学校（監査実施日 令和4年1月27日）
- (9) 静岡商業高等学校（監査実施日 令和4年2月14日）
- (10) 藤枝北高等学校（監査実施日 令和4年2月14日）
- (11) 小笠高等学校（監査実施日 令和4年2月14日）
- (12) 浜松大平台高等学校（監査実施日 令和4年3月10日）
- (13) 浜松城北工業高等学校（監査実施日 令和4年3月10日）
- (14) 浜名高等学校（監査実施日 令和4年2月14日）
- (15) 浜松湖北高等学校（監査実施日 令和4年2月14日）

- (16) 新居高等学校（監査実施日 令和4年2月14日）
- (17) 沼津視覚特別支援学校（監査実施日 令和4年2月14日）
- (18) 伊豆の国特別支援学校（監査実施日 令和4年2月14日）
- (19) 清水特別支援学校（監査実施日 令和4年2月7日）
- (20) 掛川特別支援学校（監査実施日 令和4年2月14日）
- (21) 浜松みをつくし特別支援学校（監査実施日 令和4年2月14日）
- (22) 中央特別支援学校（監査実施日 令和4年2月14日）

第3 随時監査の結果

- 1 監査結果がある機関 該当なし
- 2 監査結果がない機関

【出先機関】

- (1) 藤枝東高等学校
 - ア 監査実施日 令和4年2月14日
 - イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等
- (2) 浜松西高等学校
 - ア 監査実施日 令和4年2月14日
 - イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等
- (3) 浜松城北工業高等学校
 - ア 監査実施日 令和4年2月14日
 - イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等

第4 臨時監査の結果

- 1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

【本庁】

- (1) 教育委員会事務局高校教育課
 - ア 監査実施日 令和4年3月10日
 - イ 監査対象 実業高校における備品の安全管理
 - ウ 監査結果
 - (ア) 行政監査 意見 実業高校における備品の安全管理
- 2 監査結果がない機関 該当なし

(別表) 監査結果の概要

【定期監査（出先機関）】

| 監査箇所 | 区分 | 概要 | |
|----------|----|----|--|
| | | 件名 | 内容 |
| 掛川工業高等学校 | 指摘 | 件名 | 授業中の事故の発生 |
| | | 内容 | 掛川工業高等学校において、令和元年9月10日、課題研究の授業中にフライス盤の削りくずの除去をしていた生徒が、左人差し指を機械に巻き込まれ、左人差し指の第2関節より先を切断する怪我を負った。 |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>なお、当該事故に関し県は怪我を負った生徒に対し損害賠償金1,300万円を支払うこととなった。</p> |
|--|--|---|

【臨時監査（本庁）】

| 監査箇所 | 区分 | 概要 | |
|---------------------------|-----------|-----------|--|
| <p>教育委員会事務局 高校教育課</p> | <p>意見</p> | <p>件名</p> | <p>実業高校における備品の安全管理</p> |
| | | <p>内容</p> | <p>実業高校では、使用方法を誤ると危険な状態が発生しうる備品を多数保有しており、近年備品の不適切な使用を原因とする事故が発生しています。令和元年度には、備品を使用した実習の作業手順、注意事項等の指導に用いる「実習指導書」等が安全の確保のための注意事項を網羅していなかったことや教員が安全の確保のための注意事項を遵守していなかったことを原因とする事故が発生しており、実業高校における安全対策が十分とはいえない状況となっています。</p> <p>一方、試験研究機関、浜松技術専門校等では、備品の使用に関して、安全規程等を設けるとともに、必要に応じて、備品毎のマニュアル等を作成し、備品使用者にこれらの遵守を求めることで、安全を確保しています。</p> <p>このため、教育委員会において、実業高校における統一的な安全対策の仕組みを早急に整備し、学校及び教員の安全管理に対する意識を高めるとともに、生徒の安全対策の必要性に対する理解を深めるため、全ての実業高校に対して、以下の取組を行ってください。なお、高校教育課において、統一的な取組となるよう、現場の意見を取り入れつつ、「実習指導書」の作成に当たっては、必要な助言、支援等を行い、内容を確認してください。</p> <p>ア 「実習指導書」の遵守を安全対策の基本に位置づけること。</p> <p>イ 「実習指導書」は、実業高校の生徒は、ほとんど実務経験がなく、より丁寧で具体的な安全管理に係る教育が必要であることを踏まえ、備品を使用する際の安全確保のための注意事項をもれなく記述すること。</p> <p>ウ 学校・教職員（非常勤講師等を含む）に対して、「実習指導書」に記載された注意事項を遵守して生徒の指導にあたるよう周知徹底すること。</p> <p>エ 各備品に安全な使用に関する視認性の高い資料を掲示するなど、生徒の安全対策の必要性に対する理解を高めるための仕組みを作ること。</p> |

令和4年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要

(高校教育課)

1 入学者選抜の概要 (() 内の数字は令和3年度選抜のデータを示す。)

(1) 全日制の課程

| 項目 | 一般選抜 | 特別選抜 | | | | | 再募集 | 合計 |
|------------|-----------------------|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|-----------------------|
| | | 海外帰国生徒 | 外国人生徒 | 長期欠席生徒 | 連携型 | 県外生徒特色 | | |
| 実施校数 ※1 | 92 (93) | 15 (15) | 9 (9) | 2 (3) | 3 (3) | 1 (1) | 50 (52) | |
| 実施科数 ※2 | 163 (162) | 17 (17) | 12 (12) | 2 (3) | 3 (3) | 1 (1) | 71 (77) | |
| 募集定員 | ※3 18,874 (19,015) | 16+若干名 (16+若干名) | 若干名 (若干名) | 若干名 (若干名) | 定めない (定めない) | 8 (8) | 1,241 (1,523) | |
| 志願者数 | 19,154 (18,720) | 20 (17) | 19 (27) | 17 (15) | 75 (88) | 4 (1) | 64 (58) | 19,353 (18,926) |
| 受検者数 | 19,003 (18,584) | 20 (17) | 19 (27) | 16 (13) | 74 (88) | 3 (1) | 63 (58) | 19,198 (18,788) |
| 合格者数 | 17,798 (17,593) | 16 (12) | 15 (25) | 15 (13) | 74 (88) | 2 (1) | 57 (55) | ※4 17,977 (17,787) |
| 実質倍率 | 1.07 (1.06) | 1.25 (1.42) | 1.27 (1.08) | 1.07 (1.00) | 1.00 (1.00) | 1.50 (1.00) | 1.11 (1.05) | |

※1 分校等を1校と数える。

※2 小学科数を示す。くり募は1科として数える。

※3 一般選抜の募集定員には、特別選抜の募集定員を含む。

令和4年度の公立高等学校全日制の課程の全募集定員は19,190人であるが、ここでは、併設する中等部からの入学予定者316人(沼津市立沼津65人、清水南93人、浜松西158人)を除く。

※4 新型コロナウイルス感染症に係る追加検査及び追加検査(二次)の受検者(21人)及び合格者(20人)を含む。

※5 併設する中等部からの入学予定者数を含むと、合格者数合計は18,293人となる。

(2) 学年制による定時制の課程

| 項目 | 一般選抜 | 再募集 | 合計 |
|------|----------------|----------------|----------------|
| 実施校数 | 17 (17) | 17 (16) | |
| 実施科数 | 17 (17) | 17 (16) | |
| 募集定員 | 680 (680) | 455 (444) | ※ 680 (680) |
| 志願者数 | 245 (270) | 15 (16) | 260 (286) |
| 受検者数 | 239 (267) | 14 (16) | 253 (283) |
| 合格者数 | 225 (237) | 12 (12) | 237 (249) |
| 実質倍率 | 1.06 (1.13) | 1.17 (1.33) | |

※募集定員の合計は、定員策定時(R3年11月発表)のものである。

(3) 単位制による定時制の課程

| 項目 | 春季 | | 秋季 | 合計 |
|------|----------------|----------------|-------------|----------------|
| | 一般選抜 | 再募集 | | |
| 実施校数 | 3 (3) | 3 (3) | 3 (3) | |
| 実施科数 | 3 (3) | 3 (3) | 3 (3) | |
| 募集定員 | 576 (576) | 153 (176) | 64 (64) | ※ 640 (640) |
| 志願者数 | 446 (417) | 6 (5) | — (62) | — (484) |
| 受検者数 | 439 (411) | 5 (5) | — (61) | — (477) |
| 合格者数 | 425 (400) | 4 (5) | — (50) | — (455) |
| 実質倍率 | 1.03 (1.03) | 1.25 (1.00) | — (1.22) | |

※募集定員の合計は、定員策定時(R3年11月発表)のものである。

※新型コロナウイルス感染症に係る追加検査及び追加検査(二次)の受検者(2人)及び合格者(2人)を含む。

2 学力検査の結果

平均点（50点満点）及び標準偏差（（ ）内の数字は令和3年度選抜のデータである。）

| 教科 | 平均点 | 標準偏差 |
|--------|----------------|---------------|
| 国語 | 34.90 (31.81) | 7.26 (7.19) |
| 数学 | 24.64 (22.39) | 9.44 (8.54) |
| 英語 | 31.92 (26.85) | 11.16 (9.56) |
| 社会 | 29.41 (30.47) | 9.79 (9.44) |
| 理科 | 26.98 (27.53) | 9.90 (9.99) |
| 合計（参考） | 147.85(139.05) | |
| 実施校数 | 92校 (93校) | |

※分校等を1校と数える。
全日制の課程のみ。

3 実質倍率の高かった学校の状況

| | 学校名 | 科名 | 募集定員 | 受検者数 | 合格者数 | 実質倍率 |
|---|------|--------|------|------|------|------|
| 1 | 浜松南 | 理数 | 40 | 103 | 42 | 2.45 |
| 2 | 掛川西 | 理数 | 40 | 82 | 42 | 1.95 |
| 3 | 沼津東 | 理数 | 40 | 75 | 40 | 1.88 |
| 4 | 科学技術 | 情報システム | 40 | 76 | 41 | 1.83 |
| 5 | 磐田南 | 理数 | 40 | 71 | 41 | 1.73 |

4 定員割れした学校の状況（全日制の課程）

| | 学校名 | 科名 | 募集定員 | 受検者数 | 合格者数 | 再募集合格者 | 定員割れ |
|---|------|--------------------------|------|------|------|--------|------|
| 1 | 清水西 | 普通 | 200 | 125 | 125 | 5 | 70 |
| 2 | 吉原工業 | 機械・電子機械・電気電子・システム化学・数理工学 | 200 | 131 | 131 | 2 | 67 |
| 3 | 静岡西 | 普通 | 160 | 95 | 95 | 0 | 65 |
| 4 | 川根 | 普通 | 80 | 33 | 31 | 1 | 48 |
| 5 | 伊豆総合 | 工業 | 80 | 35 | 35 | 0 | 45 |

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則について

(高校教育課)

専決処理により、静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則を改正した。

1 趣旨

保護者の連署が必要とされるものについて（第 14 条に規定する願書の提出及び第 21 条に規定する編入学を除く。）、成人に達している者が行う場合においては、特別の事情がある場合を除き、連署は要しないものとする。

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

白
紙

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則について

(特別支援教育課)

専決処理により、静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を改正した。

1 趣旨

- 民法の改正により、令和 4 年 4 月から成人年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられること等に伴い、静岡県立特別支援学校学則の改正を行った。
- 入学願書や退学願等に連署する「保護者」について、生徒が成年に達している場合の保護者の要件を、生徒が未成年である場合に準じ、未成年であったときに親権を行っていた者、成年後見人とした。
- 特別支援学校の実情を踏まえ、特別の理由がある場合の保護者の要件として、「独立の生計を営む成年の者で、生徒の指導及び支援への意向がある者」を加えた。

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

白
紙